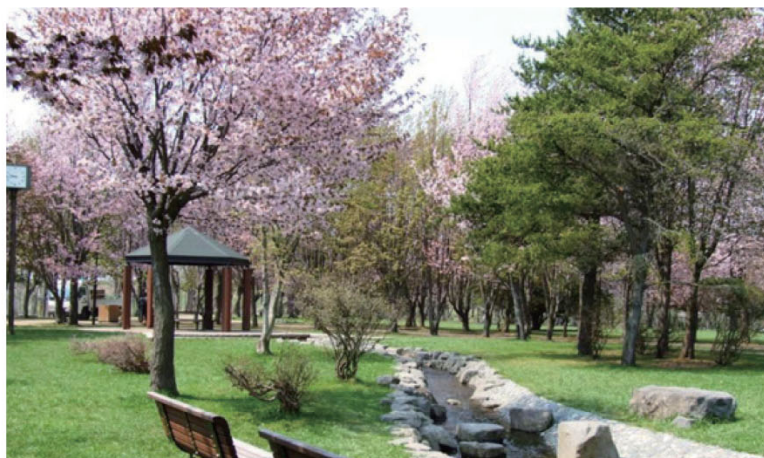
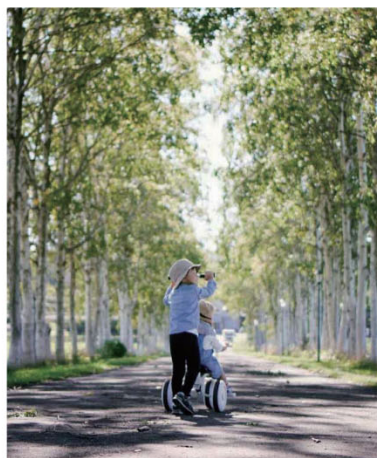




第2次 江別市緑の基本計画

令和6(2024)年3月 江別市

目 次

1 緑の基本計画とは	
1.1 計画策定の背景と目的	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 計画の範囲と対象	2
1.4 計画の期間	2
1.5 計画の進行管理	3
2 江別市の緑の現状と課題	
2.1 緑の特性、現状	4
2.2 緑を取り巻く動向	8
2.3 緑の課題	10
3 基本理念と基本方針	
3.1 基本理念	12
3.2 基本方針	13
3.3 緑の将来像	14
4 施策の体系	
4.1 施策の体系（八つの取組）	15
5 取組の内容	
＜取組 1＞ 森林などの緑をまもる	16
＜取組 2＞ 水辺をまもる	17
＜取組 3＞ 緑の拠点・施設のネットワーク化	18
＜取組 4＞ 緑化の推進	20
＜取組 5＞ 緑づくりへの支援	22
＜取組 6＞ 緑にふれる機会の創出	23
＜取組 7＞ 防災・減災に資する緑づくり	24
＜取組 8＞ 生物多様性の保全に資する緑づくり	25
6 緑の配置計画	
6.1 環境保全の視点からみた緑の配置計画	28
6.2 レクリエーションの視点からみた緑の配置計画	30
6.3 防災の視点からみた緑の配置計画	32
6.4 景観の視点からみた緑の配置計画	34
資料編	
資料 1 江別市緑化推進審議会	36
資料 2 市民の意識・意向調査	37
資料 3 緑被の状況	39
資料 4 公園の種類	40



1 緑の基本計画とは



1.1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

江別市緑の基本計画（以下「本計画」という。）は、都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関して、将来像、目標などを定める緑に関する総合的な計画であり、江別市では平成 16（2004）年 3 月に策定し、平成 26（2014）年には現況の変化に即した見直しを行い、緑地の保全及び緑化の推進に関する様々な取組を行ってきました。

近年、地球温暖化問題や人口の減少、少子高齢化など社会情勢は変化を続けており、市民協働による持続可能なまちづくりが求められています。

(2) 計画策定の目的

本計画は、前計画が令和 5（2023）年度に終期を迎えることから新たな計画として策定し、上記の背景を踏まえ、今後あるべき緑の将来像及びそれを実現するための取組を推進することを目的としています。



図 1-1 緑の機能



1.2 計画の位置付け

本計画は、北海道で定めた「札幌圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「北海道みどりの基本方針」の趣旨を反映した地域性を活かした計画であり、「第7次江別市総合計画」を上位計画とし、「江別市都市計画マスタープラン」のほか、「江別市環境管理計画」、「江別市地域防災計画」、「江別市景観形成基本計画」など各分野の計画との整合のもとに定めるもので、これら計画と一体となって江別市が目指す緑の将来像を実現していきます。

また、本計画は、公共施設の整備や開発行為などの指針となるもので、経済活動を規制する法律上の効果は持っていないため、個々の具体的な権利を制限するものではありません。

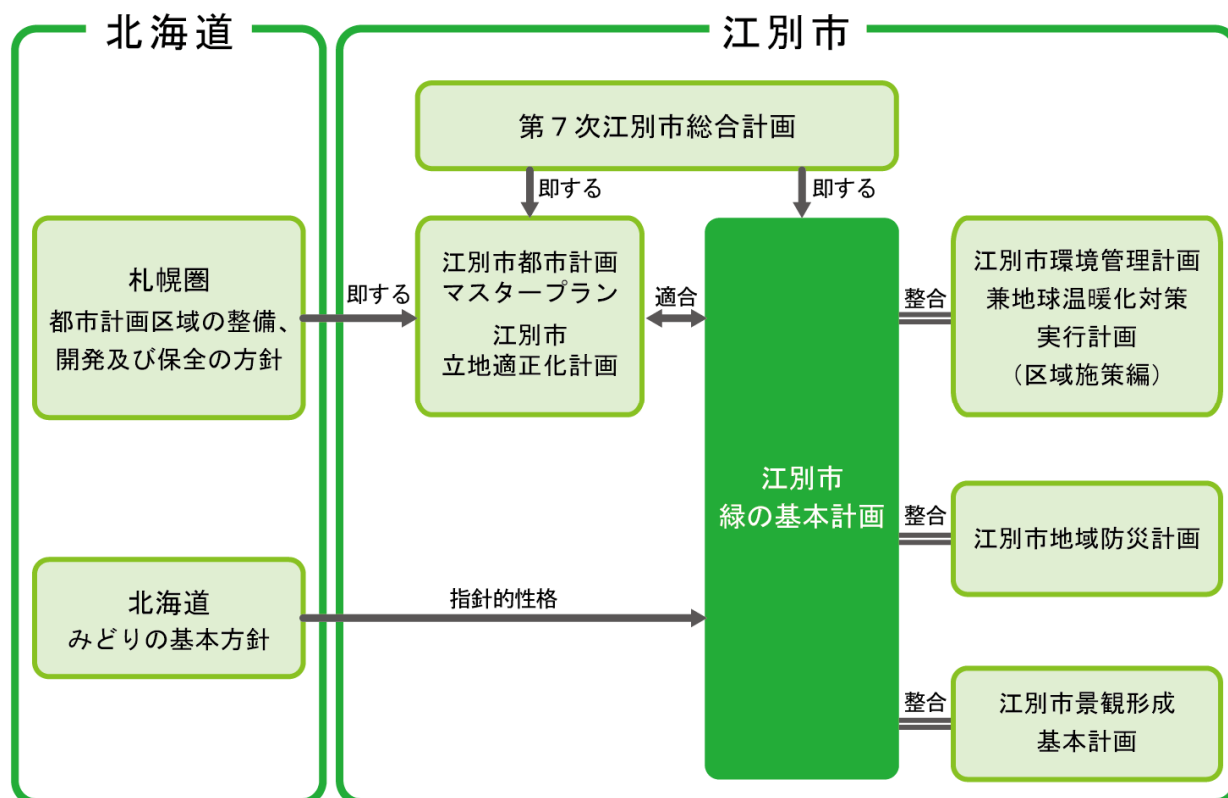


図 1-2 計画の位置付け

1.3 計画の範囲と対象

本計画で取り組む緑の範囲は、江別市都市計画区域（＝行政区域）とします。

対象となる緑は、市内の公園、森林、水辺地、街路樹、公共施設の植栽地、民間の樹林地などの場所や樹木や草花などを緑と位置付けます。

また、緑を「まもる」「そだてる」「いかす」などの活動も計画の対象とします。

1.4 計画の期間

本計画における計画期間は、始期を上位計画である「第7次江別市総合計画」に合わせて、令和6（2024）年度とし、令和15（2033）年度までの10年間とします。

また、計画の達成状況や社会情勢・環境情勢の変化などを勘案しながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

1.5 計画の進行管理

本計画で定めた目標が達成されているかを把握し、施策の進捗状況を確認するとともに、マネジメントの基本であるPDCA サイクルによって、適切な検証・進行管理を行います。

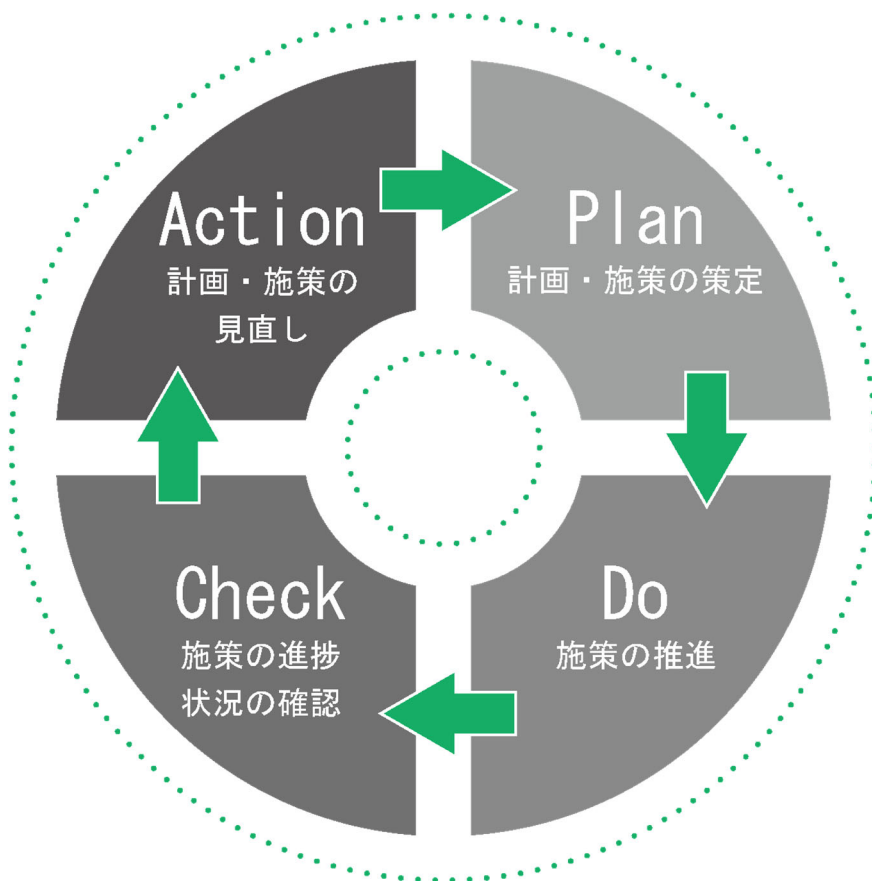


図 1-3 計画の進行管理



2 江別市の緑の現況と課題



2.1 緑の特性、現状

(1) 緑の特性、現状

① 緑の現状と位置付け

江別市は、石狩平野の中央に位置し、東西約 17.3km、総面積約 187.4k m²で、全体的に平坦な地形となっています。

市全体の面積の約 10%を占める野幌森林公園をはじめ、石狩川を含む 42 の河川、農村部の耕地防風林、鉄道林などの多様な緑があり、緑の規模や質、形態や特性に応じて緑の要、骨格、拠点として位置付けられます。

近年は市街化区域^{※1}内の宅地開発などにより若干の減少はありますが、多くの緑を有しており、「緑に親しめる空間があると思う市民割合」も高い割合となっています。

緑の要となる緑地	野幌森林公園
緑の骨格となる緑地	石狩川、鉄道林、各地区の耕地防風林
緑の拠点となる主な緑地	1) 公園など 近隣公園、地区公園、総合公園、広域公園、緑地、千古園、四季のみち、野幌グリーンモールなど 2) 河川・湖沼 市内の各河川とその河畔林、越後沼、中津湖、野幌森林公園内の各池など 3) その他 江別神社・錦山天満宮・野幌神社環境林、しのつ河畔林、酪農学園大学キャンパス、文京台国道 12 号沿道樹林地、屯田兵村林など

表 2-1 緑の位置付け

【用語解説】

※1 市街化区域：都市計画法で定められている都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。



図 2-1 江別市の緑の現状（令和3（2021）年6月9日撮影航空写真から）

② 緑に対する市民の意識

例年実施しているまちづくり市民アンケートでは、「緑に親しめる空間があると思う市民割合」は、アンケート調査を開始した平成24（2012）年度から高い値を維持しています。

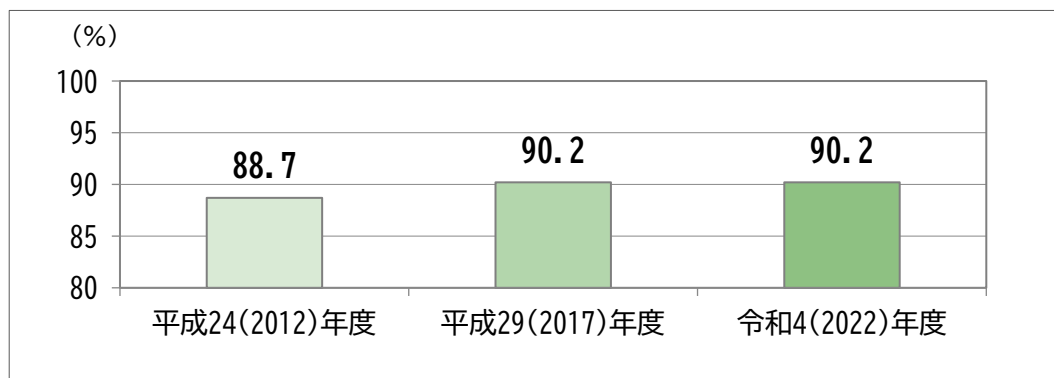


図 2-2 緑に親しめる空間があると思う市民割合の推移



③ 公園や緑地、公共施設等の緑の状況

- 市街地には、大麻・文京台地区の大麻中央公園、大麻新町公園、大麻第2緑地、文京台南町公園、野幌地区の湯川公園、江別地区の泉の沼公園などがあり、良好な自然環境が残る樹林地や水辺を活かして地域の憩いの場、レクリエーションの場として市街地における貴重な空間となっています。一方で、鉄道の南側においては大きな公園が少ない状況です。
- 野幌地区のグリーンモール、江別地区の四季のみちや大麻地区の公園の通路は緑豊かな歩行空間となっており、日常生活において利用されています。
- 令和4（2022）年度の市民1人当たり公園面積は16.94㎡で、前計画を策定した時の現状である平成13（2001）年度から増加しています。

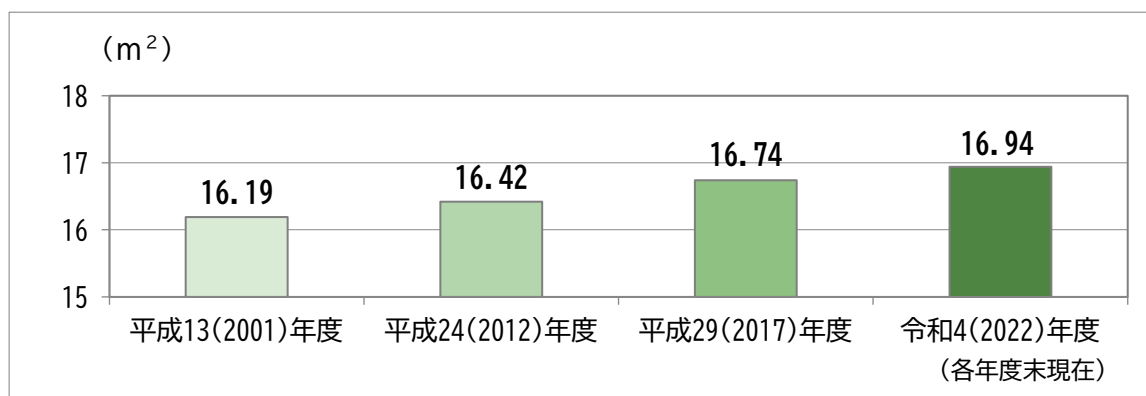


図 2-3 市民1人当たりの公園面積の推移

- 市内の国道、道道、市道の街路樹には、高木ではナナカマド、イチョウ、ハルニシ、低木はモンタナマツ、ツツジ類が多く植栽されています。
- また、市内の国や北海道の施設、市が管理する学校教育施設、社会教育施設、集会施設、福祉施設、保健・医療施設、市役所などにも高木が植栽されています。



(2) 緑被の状況

令和3(2021)年の状況では、樹林地、草地、農地、水面、裸地の合計の緑被面積が、市全体では行政面積 18,738ha に対し、15,233ha で約 81%であり、市街化区域では 2,938ha に対し 639ha で約 22%となっています。

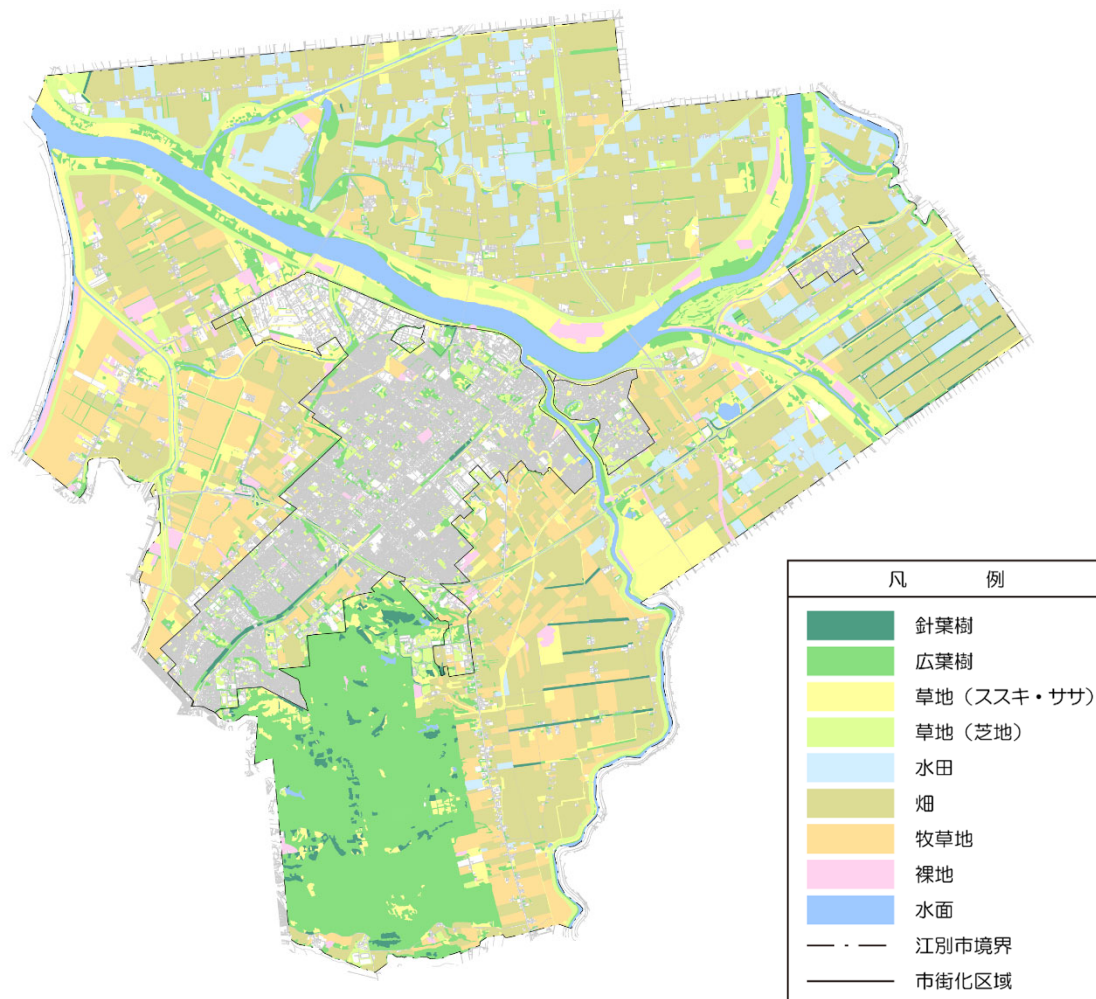


図 2-4 江別市の緑被の状況(令和3(2021)年6月9日撮影航空写真から)



2.2 緑を取り巻く動向

(1) 社会経済情勢の変化

① SDGs(持続可能な開発目標)

- 「持続可能な開発目標： Sustainable Development Goals」という意味で、世界中で起きている環境問題、差別・貧困・人権に関する問題などを、令和 12（2030）年までに解決していくことを目指しています。平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択されました。
- 全部で 17 の目標が掲げられており、本計画では次の目標が関連付けられます。



資料：国際連合広報センターウェブサイト

<本計画と関連付けられる目標>

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 11 住み続けられるまちづくりを

- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさでも守ろう
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

図 2-5 SDGs17 の目標

② 脱炭素社会を目指すまちづくり

- 令和 2（2020）年に国では、パリ協定の目標達成に向け、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。
- 昨今は 2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、江別市においても令和 5（2023）年に「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。
- 緑に関しては、主に森林の保全・育成による二酸化炭素吸収源の確保の取組が関連しています。

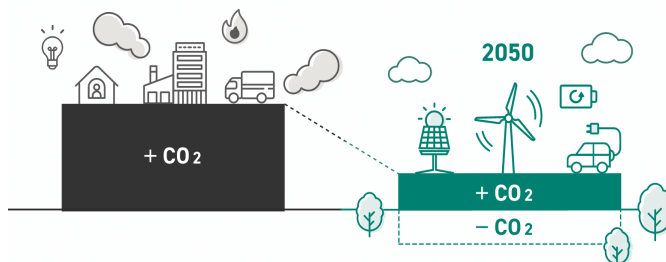


図 2-6 カーボンニュートラルのイメージ

資料：脱炭素ポータルウェブサイト



(2) 国・道の動向

- 国では、平成 30（2018）年閣議決定した「第五次環境基本計画」において、分野横断的な六つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定しています。
- その中でも、緑については、以下の戦略が関連付けられます。
 - 「国土」（生態系の活用や森林整備・保全）
 - 「地域」（森・里・川・海の保全再生・利用や、都市と農山漁村の共生・対流）
 - 「暮らし」（良好な生活環境の保全）
- 北海道では、平成 31（2019）年に策定した「北海道みどりの基本方針」において、これからの都市の「みどり」のあり方について以下の方向性を打ち出しています。
 - 「量を確保する時代」から「質を向上する時代」へ
 - 官と民の連携による取組
 - 緑を柔軟に使いこなす取組の実践

(3) 江別市の関連する主な計画

- 江別市では、令和 5（2023）年度策定の「第 7 次江別市総合計画」において、基本理念の一つとして「自然とともに生きるまち」、将来都市像として『幸せが未来へつづくまち えべつ』を掲げています。また、緑に関する取組の基本方針として「水と緑の保全」、「安全で快適な公園環境づくり」を位置付けています。
- 令和 5（2023）年度改定の江別市都市計画マスタープランにおいて、都市づくりに関する各分野の方針ごとに緑づくりに関する内容が位置付けられています。
 - 土地利用の方針
市街地周辺部の農業地や河川、野幌森林公園の保全・活用など
 - 都市施設の方針
公園施設の長寿命化や再整備、市民協働による維持管理など
 - 都市環境の方針
都市防災：公園の指定緊急避難場所機能、延焼防止帯の確保など
景観：道路沿道などの緑化、工場敷地内の緑化など
環境：水と緑の保全とネットワーク形成、自然環境保全による脱炭素化など



2.3 緑の課題

(1) 緑の確保・整備に関する課題

- 緑は量的に充足しているという認識に立ち、今ある緑の適切な保全及び維持管理が必要です。
- 今後、人口減少や少子高齢化が予想されることから、市の財政規模にあった維持管理、更新費用の平準化、最適化が必要です。

(2) 緑の質・機能・役割に関する全体的な課題

- これからの都市の緑のあり方については、「量を確保する時代」から「質を向上する時代」へ入っていくことから、これまでの緑の機能をさらに掘り下げ、防災・減災や地域活性化、少子高齢化対応など、地域の課題解決に緑の多面的な機能を活かして貢献する緑づくりが必要です。
- 国内外の緑を取り巻く動向が変化していることから、SDGs、脱炭素まちづくり、生物多様性といった国際的な取組・枠組への貢献も意識していくことが必要です。

(3) 緑の質・機能・役割に関する機能別の課題

《環境保全系統》

- 緑の要である野幌森林公園、石狩川や鉄道林、防風林といった骨格的な緑を将来の世代へ引き継ぐため、今後も保全と活用が必要です。
- 野幌森林公園や石狩川を活かした環境学習、自然とのふれあい、農地を活かした農村との交流が求められることから、これらの活動に資する緑の維持保全が必要です。
- 緑は快適な都市環境を提供するとともに、環境への負荷の低減や生物多様性の確保にも資することから、市街地も含めた人と自然の共生する環境の形成・維持が必要です。

《レクリエーション系統》

- スポーツやレクリエーションができる公園など、人の心に潤いや安らぎをもたらす核となる緑地の適切な確保が必要です。
- 高齢化への対応や子育て支援のニーズも踏まえ、市民の健康増進、コンパクトで歩いて暮らせるまちづくりに資する緑のネットワークの確保が必要です。

《防災系統》

- 気候変動に伴い激甚化、頻発化する各種の自然災害等に対応するため、これまでの避難場所や避難路の確保、市街地内の延焼防止に加え、水害、土砂災害のリスク低減に資する緑の適切な維持・保全が必要です。

《景観構成系統》

- 生活拠点や交流の場、産業活動の場における、効果的な緑の活用が必要です。
- 江別らしい街並みや風景を彩る緑の保全や緑化の推進が必要です。



(4) 緑と市民との関わりに関する課題

《参加・協働》

- 緑づくりは行政だけでなく様々な主体の関わりが大切であることから、官民連携を含めた緑の維持管理・更新が必要です。
- 地域や事業者の創意工夫による花や緑の街並みづくりが必要です。

《利活用》

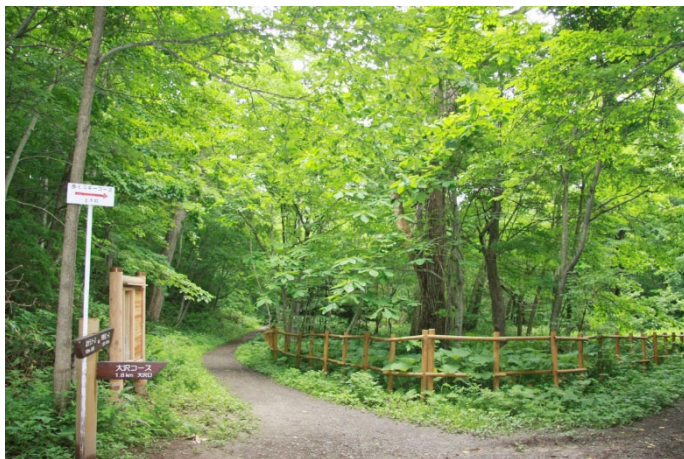
- これまで野幌森林公園や石狩川での活動・交流の場が設けられてきており、今後もこれらの継続的な確保が必要です。
- 都市と農村との交流に資する活動の場のさらなる確保が必要です。
- コミュニティ維持や地域の活性化に資する緑の活用が必要です。

《情報提供、担い手・体制づくり》

- 情報を分かりやすく伝えるほか、必要な時に必要な情報が届くよう広報・ウェブサイトに加え、SNS 等多様な手段による情報提供のさらなる工夫が必要です。
- 市固有の緑資源を学びの場として活かすための緑の保全、緑化の意識醸成が必要です。



名木百選ウォッチング



野幌森林公園



3 基本理念と基本方針

3.1 基本理念

江別市においては、少子高齢化の進行や自然災害の影響により社会経済情勢が大きく変化しています。また、国内外では脱炭素社会の実現や持続可能な開発目標（SDGs）への対応などが求められています。そうした中で今後の緑のまちづくりを進めていくため、本市の上位計画である「第7次江別市総合計画」で示されている将来都市像「幸せが未来へつづくまち えべつ」に即して、以下のとおり設定します。

《基本理念》

「みどり・水・らしさ」とともに
心豊かに住み続けられるまち えべつ



市内の様々な緑を大切にして、それぞれの緑を市民生活に役立てていくことを目指します。



石狩川をはじめ、42の河川のほか湖沼、噴水、公園の水辺など身近に様々な潤いを感じられるまちを目指します。



野幌森林公園、鉄道林、レンガや農村景観の中の耕地防風林、大学のキャンパスの景観など江別らしさを感じられる緑を守り、将来の世代へ引き継いでいくことを目指します。



緑がもたらす潤いや安らぎに加え、緑を通じた様々な学びや活動を通じて、充実した暮らしを市民一人ひとりが実現していく、という願いが込められています。



住みやすく、魅力的なまちであり続けるために、その一端を緑が担うことを表しています。



3.2 基本方針

市民協働による様々な取組を通じて、緑に対してどう関わっていくかの観点から、緑を「まもる」、「そだてる」、「いかす」の三つを本計画の基本方針とします。

基本理念

「みどり・水・らしさ」とともに
心豊かに住み続けられるまち えべつ

基本方針

1 まもる



緑の要となる野幌森林公園や、緑の骨格となる石狩川、鉄道林、耕地防風林をはじめとする森林・樹林地、河川や湖沼の緑をまもり、将来の世代へ引き継いでいきます。

2 そだてる



都市の緑を補完し街並みを形成する緑の拠点となる公園や道路の緑について、協働で維持管理、緑化を進めます。

3 いかす



緑を学ぶ場や、健康で心豊かな暮らしの実現など市民生活の様々な場面で活かすとともに、防災・減災や生物多様性の保全など様々な課題の解決に役立てます。

SDGs との関連

3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



11 住み続けられるまちづくりを



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



17 パートナースhipで目標を達成しよう





3.3 緑の将来像

緑の将来像は、市民が日常生活を通じて身近な緑と水と江別らしさが感じられ、“心豊かに住み続けられるまち”をつくることです。具体的には、緑の要である野幌森林公園や骨格となる石狩川、鉄道林、耕地防風林をはじめ、緑の拠点となる公園、中小河川などの身近な緑や水辺が充実し江別らしさが実感できるまち、さらに道路、公民館などの公共施設の緑化も図られ通勤通学や買い物、休日の散歩やレクリエーションなどの日常生活において緑に囲まれた潤いと安らぎを感じるまちとします。また、市民、事業者、行政がともにこの将来像を共有し協働して緑豊かなまちづくりを進めます。



図 3-1 緑の将来像図

<緑のネットワーク>

○東西ネットワーク

- 大麻地区鉄道林～大麻西公園～大麻中央公園～大麻第2緑地～東西グリーンモール～野幌中央緑地～四季のみち～江別地区鉄道林～石狩川～夕張川～豊幌公園～豊幌地区鉄道林からなる東西の緑のネットワークを形成します

○南北ネットワーク

- 石狩川～世田豊平川～屯田川～屯田兵村林～湯川公園～野幌グリーンモール～天徳寺グリーンモール～駅南グリーンモール～東野幌総合公園～早苗別川～東野幌地区耕地防風林～千歳川からなる南北の緑のネットワークを形成します

○市街地外縁環状ネットワーク

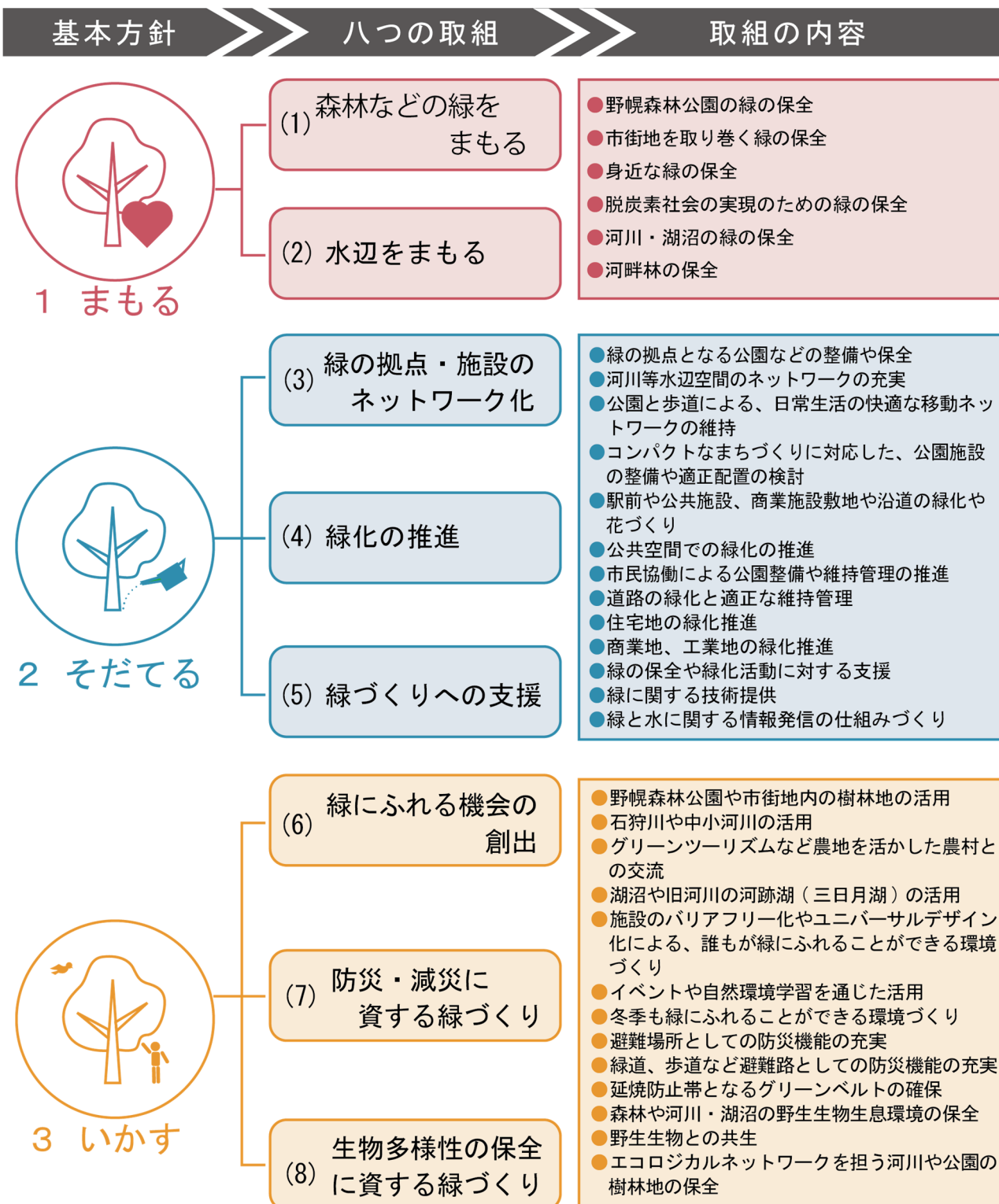
- 野幌森林公園～文京台南町公園～酪農学園大学～大麻地区鉄道林～大麻中央公園～麻別川～世田豊平川～石狩川～千歳川～早苗別川～野幌森林公園からなる市街地を囲む緑のネットワークを形成します



4 施策の体系

4.1 施策の体系(八つの取組)

三つの基本方針を受け、緑地の保全や緑化をはじめ、公園などの整備に関する取組や、活用方策、仕組みづくりなどの市民協働による取組を八つの取組として体系的に整理し、これに基づく総合的な緑づくりを進めていきます。





5 取組の内容



<取組1> 森林などの緑をまもる

● 野幌森林公園の緑の保全

市域の南西部に広がり、道立自然公園に指定されている野幌森林公園は、当市の緑の要であることから、樹木の育成や更新などの適切な維持管理、公園利用者や公園内道路による環境への負荷軽減、不法投棄による環境悪化の防止など自然環境の維持のため、国や北海道、関連自治体、関係団体などと連携しながら、市民ぐるみでの保全を基本としつつ、自然とのふれあいや自然環境教育の場などとして、自然の大切さや仕組みに配慮した活用に努めます。

また、野幌森林公園の周辺部においては、開発による負荷の軽減や既存の自然環境を有する樹林地などの保全のため、開発に伴う緩衝緑地の設置や既存緑地の所有者の理解と協力を得ながら、周辺環境の保全に努めます。

● 市街地を取り巻く緑の保全

良好な営農環境にある農地は保全することを基本とし、耕地防風林、市街地に隣接する樹林地、河畔林などについては、市民ぐるみで所有者の管理負担の軽減や適正な維持管理と保全に努めます。

千古園や榎本公園、神社境内の樹林地などの歴史的な緑地については、樹木の健康診断や治療、樹木の更新などの適正な維持管理を通じて良好な状態を維持し、後世に引継ぐよう努めます。

● 身近な緑の保全

市街地における緑の骨格となる鉄道林については、樹木の育成や保全のための状況に応じた適正な管理など、持続的な保全のために所有者の理解と協力を得ながら保全に努めます。

公園や良好な自然環境の残る樹林地や水辺は、樹木の育成や更新のために適正な維持管理を行い、良好な状態の維持を図ります。また、民有地の良好な自然環境の残る樹林地は、市民ぐるみで所有者の管理負担の軽減や適正な維持管理を図り、持続的な保全のために所有者の理解や協力を得ながら保存樹林※2の指定などにより保全に努めます。

宅地造成などの開発において、都市環境の維持・向上のために必要なまとまった面積の既存樹林の保全や新たな緑化については、江別市緑化推進条例に基づき事業者と協議しながら地区内の緑化を検討するとともに、緑地協定※3や地区計画※4などの諸制度を活用しながら緑の保全と緑化の推進に努めます。

● 脱炭素社会の実現のための緑の保全

脱炭素社会の実現に向け、江別市環境管理計画で定める温室効果ガス排出削減の推進とあわせて、森林による二酸化炭素吸収源としての効果を発現するため、植樹、育林を継続的に進めます。また現状で吸収源として機能している既存の森林についても、機能低下を防ぐ観点から保全に努めます。

【用語解説】

※2 保存樹林：都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における一定の要件に該当する樹木の集団のうち、市町村長が都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め指定したもので、所有者は枯損防止に努めなければならない。

※3 緑地協定：都市緑地法第45条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地などの所有者などの全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化の推進に関する協定のこと。

※4 地区計画：それぞれの地区の特性を生かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法第12条の5に基づき一体的な街区について主として街区内の居住者などの利用に供される道路や公園などの施設整備、建築物の建築などに関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為などを規制し誘導していくために、市町村が都市計画に定める計画制度のこと。



<取組 2> 水辺をまもる

● 河川・湖沼の緑の保全

石狩川をはじめとする市内の河川や湖沼、湿地において、市民ぐるみで水辺の生きものの調査や情報の収集、治水機能と調和させながら水辺の生態系に配慮した水辺環境の保全に努めるとともに、良好な水辺環境の維持や必要に応じて水質浄化に努めます。

● 河畔林の保全

良好な自然環境が残された河畔林については、治水機能と調和を図りつつ、その環境維持のために河川管理者などと協力して市民ぐるみで保全に努めます。



石狩川

「基本方針1 まもる」の成果指標

基本方針	成果指標	現状値 【令和4 (2022) 年度】	目 標 【令和15 (2033) 年度】
1 まもる	保安林面積	2,019ha	➡
	市全体の緑被率	81%※	➡

※令和3（2021）年6月9日撮影の航空写真から算出した数値を現状値とします。

保安林面積は、野幌森林公園や耕地防風林などが森林法により水源かん養保安林、防風保安林などに指定されており、将来にわたり保全するためにその面積を維持することを目標とします。

市全体の緑被率は、市全体の面積に対し樹林地、草地、農地、水面、裸地の面積が占める割合であり、実際に緑に覆われている場所とそれらと一体となって自然的環境を作り出している場所の割合です。緑豊かな環境をまもるため、その割合を維持することを目標とします。



<取組 3> 緑の拠点・施設のネットワーク化

● 緑の拠点となる公園などの整備や保全

良好な自然環境の残る樹林地や水辺などを活用した拠点づくりを基本に、東野幌総合公園の整備や既存公園の再整備、公園の地域バランスの改善を図るなど、地域の憩いの場や多様なレクリエーションに対応した拠点整備を進めます。

● 河川等水辺空間のネットワークの充実

市内の緑の各拠点を結び、特に野幌森林公園と石狩川を結ぶ緑の要素となっている河川においては、国の「多自然川づくりの基本方針」に基づき河川改修を行うとともに、河畔林の保全や創出など、自然環境に配慮した生態系ネットワークの充実や築堤を利用したレクリエーション系ネットワークの充実に努めます。

● 公園と歩道による、日常生活の快適な移動ネットワークの維持

市街地の緑の各拠点を結ぶ役割を果たしている緑道などの歩行系空間においては、歩行者や自転車、車椅子などで安全かつ快適に移動できるよう、樹木や舗装、休憩所などの適正な維持管理を行い、レクリエーション系ネットワークの充実に努めるとともに、幹線道路の街路樹などの適正な維持管理を図り、木陰の確保や景観向上の観点からも快適な移動空間の確保を図ります。

● コンパクトなまちづくりに対応した、公園施設の整備や適正配置の検討

人口減少に対応したコンパクトなまちづくりを踏まえ、子供たちの健全な育成の場として、また、高齢者の健康増進やコミュニティの場など、多様化する地域ニーズを把握し、都市公園としての役割分担、施設機能の再編・集約など適正配置について検討します。

○みんなが使いやすい公園になるように、役割をみなおす

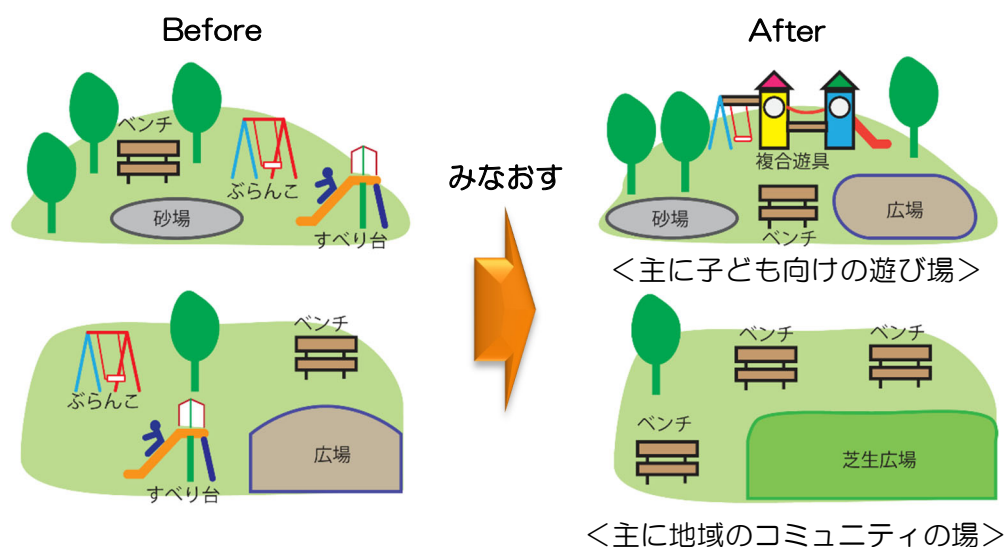


図 5-1 施設機能の再編・集約のイメージ



【都市全体の公園等の配置の考え方】

市街地では、歩いて行ける範囲に配置するものとし、それぞれの特質に応じた都市公園の分布の均衡を図り、また、都市公園としての役割を踏まえ、機能の分担や適正配置に努めます。

また、一定規模の宅地造成などにより居住人口が増える場合においては、周辺の公園配置や地形等の状況に応じ、必要に応じて公園配置の検討を行います。

【公園の緑化の目標】

既存公園の再整備及び新設する公園の緑化面積率は、緑の政策大綱（平成6（1994）年7月建設省決定）に従って、街区公園及び運動公園は30%以上、それ以外の住区基幹公園及び都市基幹公園は50%以上、緩衝緑地及び緑道は70%以上、都市緑地は80%以上確保することを目標とします。



湯川公園



若草公園



<取組 4> 緑化の推進

● 駅前や公共施設、商業施設敷地や沿道の緑化や花づくり

公園や道路、市庁舎、小広場や商業施設など皆が集まる空間の緑をデザインする際には、せん定の際の樹形を損なうことのないような配慮や、江別らしさの代表的な素材であるレンガなどとの調和、隣接する施設との連携や統一感、歓迎ポイントなどの特徴ある空間、景観や江別らしさ、地域の個性などに配慮した緑のデザイン、イメージアップを行い、地域のシンボルや親しまれる緑の拠点となるよう努めます。

● 公共空間での緑化の推進

公共施設においては、庁舎などの周辺緑化や屋内緑化を図るなど、緑化推進の取組を率先して行います。また、学校などは自然環境教育のために生態系が体験できる空間としての緑地づくりを検討します。さらに各庁舎の敷地に応じて木陰やベンチなどの施設を充実させ、気軽に散歩や休憩などができる、地域に開放された緑の拠点となるよう努めます。

公園や道路などの公共施設においては、花植えなどの緑化やせん定、施肥などの維持管理を通じて、地域の緑の拠点や憩いの場、快適な生活環境となるよう市民ぐるみで緑化に努めます。

また、公共施設を再整備もしくは新設する場合には、緑被率が教育施設は30%以上、その他の施設は20%以上となるよう努めます。

● 市民協働による公園整備や維持管理の推進

公園においては計画的な緑化や適正な維持管理を行い緑豊かな公園を維持し、地域の日常的な協力により地域のふれあいの場、憩いの場となるよう維持管理に努めます。

新設や再整備の公園については、親しまれる公園となるよう計画段階から市民参加による公園づくりを進めるとともに、地域による公園管理や植栽、花壇づくりなどの緑化に努めます。

江別市では、自治会や高齢者クラブなどの団体のみなさまが、身近な公園の里親として、清掃など美化活動のご協力を頂く公園のアダプト・プログラム制度を導入しています。

図 5-2 公園管理について（江別市アダプト・プログラム）



● 道路の緑化と適正な維持管理

統一感のある景観や特色ある景観づくりを目指し、道路の緑化や適正な維持管理を行って緑豊かな道路空間を維持し、隣接する公園や公共施設、店舗、個人住宅などと連携した整備などで、道路空間の緑の充実を図ります。また、植樹帯の空いているスペースには、地域の緑化活動と協力して花を植えることで、彩りと潤いのある道路空間づくりに努めます。

● 住宅地の緑化推進

住宅地においては、新たな植栽や緑量の向上などによる緑化推進を図るために緑化スペースとして敷地面積の20%以上を確保し、かつ敷地内に樹木を1本以上又は道路に面した部分を生垣化することを目指し、樹木などによる緑化ができない場合はプランターなどで玄関先や窓辺などの緑化を図り、それに代えることとします。市民ぐるみで住宅地の緑化を図り、住宅地としての景観の向上と快適な生活環境をつくるよう努めます。

また、新たに造成される宅地開発では、既存樹林地などの保全のほかに道路などの公共空間や宅地内の緑化のために、地区計画や緑地協定などの諸制度を活用した緑化推進に努めます。

● 商業地、工業地の緑化推進

商業地では、店舗、事務所などの商業・業務施設は1入口1鉢以上の緑化、店内や事務室内の屋内緑化を図ることを目指します。敷地内に設けられた歩行空間や小広場の緑化をはじめ、商店街や店先の緑化、駐車場や屋上・壁面緑化など事業者の自発的な緑化の協力を得ながら、既存制度の活用や緑化の啓発などと連携し、緑豊かで彩りのある商業空間とするため緑化に努めます。また、商業・業務施設などの敷地においては、江別市宅地開発指導要綱に準じ、敷地面積の3%以上の面積を周辺環境に配慮しながら緑化を図ることを目標とします。

工業地では、イメージの向上やそこで働く工場従事者などの健康増進のために、工場立地法などによる敷地内の緑地の確保をはじめ、接道する部分への植樹や花植えなど事業者の自発的な緑化活動や、周辺に残された自然環境の保全のための協力を得ながら、企業と一体となって緑豊かな工業地区とするため緑化に努めます。また、工場の新設については、工場立地法及び江別市工場立地法準則条例に準じ、緑地面積率^{※5}は20%以上、環境施設面積率^{※6}は25%以上（工業団地の区域の食品を製造、加工する業種については、緑地面積率は10%以上、環境施設面積率は15%以上）を確保することを目標とします。

【用語解説】

※5 緑地面積率：敷地面積に対する芝生、低木、高木などで覆われた土地又は建築物屋上緑化施設の面積の割合。

※6 環境施設面積率：敷地面積に対する緑地及び噴水、池、屋外運動場など周辺地域の生活環境の保持のために管理されている土地の面積の割合。



<取組 5> 緑づくりへの支援

● 緑の保全や緑化活動に対する支援

市民が主体となって行う公園や河川の自然環境の保全活動、公園や道路の植樹や花植えなどの緑化活動や清掃、草刈り、せん定などの活動を進めやすくするための環境づくりの支援を図ります。

また、環境緑化を総合的に推進するために江別市緑化推進条例などの現行の諸制度を活用するとともに、家庭で不要となった樹木を希望者へ仲介する緑のデータバンクや緑の相談、技術指導を行う支援体制の充実を検討します。

● 緑に関する技術提供

自治会や商店街、学校や近所同士による花づくりや庭づくりなどの緑化を進めるために、必要な情報提供や技術的な支援などを行います。また、市民や企業などが中心になって行う緑化活動などを支援していくため、緑化の知識や技術的なアドバイスを行う体制づくりに努めます。

● 緑と水に関する情報発信の仕組みづくり

大学などの専門機関や市民団体、ボランティア、一般市民などが行政と連携し、緑と水に関する調査研究、情報の蓄積や一元化を進め、専門的な情報からサクラ情報などの身近な情報まで、市民ニーズに応じて、インターネットや SNS、パンフレットなどにより情報発信できる仕組みづくりを進めます。

「基本方針 2 そだてる」の成果指標

基本方針	成果指標	現状値 【令和 4 (2022) 年度】	目 標 【令和 15 (2033) 年度】
2 そだてる	市民 1 人当たりの公園面積	16.94 m ²	
	保存樹木数	89 本	

市民 1 人当たりの公園面積は、令和 3 (2021) 年度の数値では、全国で 10.8 m²、北海道で 29.8 m²、札幌市で 12.7 m²であり、江別市においても身近な緑を育てていくため、現状値より増加させることを目標とします。

保存樹木数は、江別市緑化推進条例に基づき緑豊かな環境の確保及び美観風致を維持するため指定する保存樹木の本数であり、公園や学校の樹齢を重ねた樹木や歴史的な樹木など多くの名木を保存するため現状値より増加させることを目標とします。



<取組 6> 緑にふれる機会の創出

● 野幌森林公園や市街地内の樹林地の活用

市街地に近接する野幌森林公園や、市街地内の自然環境の残された樹林地などは、散策や手軽な森林浴などで潤いと安らぎを享受できる空間として、また、体験学習の場として自然に親しめるよう所有者の理解と協力を得ながら活用に努めます。

● 石狩川や中小河川の活用

石狩川と千歳川との合流点を水と親しむための拠点として、堤防緑化をはじめ江別駅前市街地、江別河川防災ステーション、河川敷緑地などと連携しながら、釣りやヨットなどの川遊び、散策、サッカーなどのスポーツや憩いの場づくり、水辺を活かして地域の賑わい創出をめざす「かわまちづくり」など、管理者と連携を図り活用に努めます。

市街地を流れる中小河川においても、自然観察や環境学習、散策など水辺と親しむ場として、管理者と連携を図り活用に努めます。また、河川の改修の際には環境に配慮した国の「多自然川づくり」を基本とし、生態系に配慮した水と親しむことができる空間をつくるよう努めます。

● グリーンツーリズムなど農地を活かした農村との交流

農村とまちとの交流や土にふれて作物をつくるなど、農地を活用した市民農園の整備や滞在型農業体験などのグリーンツーリズムを通じて土と人との交流の場を提供できるよう、農業者と連携した農地の活用に努めます。

● 湖沼や旧河川の河跡湖(三日月湖)の活用

市内に点在し良好な自然環境が残る越後沼をはじめとする湖沼や、河川改修などにより生じた河跡湖は、野鳥観察や自然観察の場として市民ぐるみで環境負荷の軽減を図りつつ、管理者との連携や所有者の理解を得ながら活用に努めます。

● 施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化による、誰もが緑にふれることができる環境づくり

公園などを利用する際の物理的な障害を取り除き、段差の解消などのバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン化の考えに基づき木陰の確保、案内施設や設備への配慮などを進め、幼児や高齢者、障がい者はもとより健常者にとっても誰もが使いやすい、安心して緑にふれられる空間づくりに努めます。

● イベントや自然環境学習を通じた活用

野幌森林公園をはじめ良好な自然環境のある緑地や水辺では、森林浴や自然観察会、トレッキング、講習会などによる自然に親しむ機会づくりに努めます。

市街地では、ガーデニング講習会や公園の花壇づくりなどの緑と水に親しむイベントや枝打ち体験、植樹会など緑を守り育てる参加型のイベントの開催など、各種イベントを通じて緑や水辺にふれる機会づくりに努めます。

また、学校や子ども会、自治会などと連携し身近な緑や水辺を活用して、自然の大切さや自然保護の必要性などの自然環境学習や地域の活動を通じての緑にふれる機会づくりに努めます。

● 冬季も緑にふれることができる環境づくり

公園などの公共施設に針葉樹を含めた緑化を図るなど、冬には歩くスキーなどで緑にふれられる環境の整備に努めるほか、公共施設の屋内の緑化を図ることで冬季間の施設利用者に対する癒し効果や快適さを高めるため、緑にふれられる機会づくりに努めます。



<取組 7> 防災・減災に資する緑づくり

● 避難場所としての防災機能の充実

災害時の避難場所としての公園や学校などは、防災に対応した施設の充実を図るとともに、延焼防止のために新たな緑化や既存樹木の適正な維持管理を通じて、防災機能の充実を図ります。

● 緑道、歩道など避難路としての防災機能の充実

緑道や公園の通路、街路樹のある幹線道路の歩道などの歩行系空間は、避難場所となる緑の各拠点を結んでおり、これらにおいて延焼防止や避難時の安全性を確保するなどの目的で、新たな緑化や適正な樹木の維持管理を通じて、防災系ネットワークの充実を図ります。

● 延焼防止帯となるグリーンベルトの確保

延焼防止に有効な緑地として、鉄道林や北海道縦貫自動車道、グリーンモールや四季のみち、大麻中央公園など、災害時の延焼遅延のためのグリーンベルトとして機能させるため、今後も適正な維持管理を行い、機能の充実に努めます。



避難場所となっている泉の沼公園



<取組 8> 生物多様性の保全に資する緑づくり

● 森林や河川・湖沼の野生生物生息環境の保全

市全域及び広域の生物多様性確保のためにエコロジカル（生態系）ネットワークの核となる、野幌森林公園及び隣接する緑地の保全、石狩川、千歳川、夕張川をはじめとする水辺の保全のため、「環境緑地保護地区」※7「鳥獣保護区」※8などの保全手法を活用するとともに、国や北海道、他市町村などと情報共有や連携を図りながら、地域ぐるみの保全に努めます。

● 野生生物との共生

都市部の周りに良好な自然環境を有する本市においては、野生生物との接触機会も多く、クラスをはじめアライグマやキツネなど、都市環境に適応してきた動物と人間との共生が課題となっています。このことから、外来種問題などに適切に対応しながら、野生生物との共生方法などについて情報発信し、環境教育等を通じて市民への野生生物に対する理解を深める機会の創出に努めます。近年市内で出没が確認されているヒグマについては、注意喚起の情報発信を迅速に行い、近隣自治体と連携して被害防止の対策を行います。

また、外来種の扱いについては、外来生物法（特定外来生物による生物生態系に係る被害の防止に関する法律）や外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・広げない）に基づくとともに、専門機関などの意見をもとに適切に対応します。

● エコロジカルネットワークを担う河川や公園の樹林地の保全

野生の生き物は、繁殖の場や、餌場、休息の場など、多くの場を必要とし、様々な目的で移動しています。

生態系の拠点の適切な配置やつながりのことをエコロジカルネットワークといい、その形成にあたっては、核となる地域（コアエリア）及びその地域の外部との相互影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）を適切に配置、保全するとともに、生物の分散・移動を可能にすることで個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全するため、これら様々な生物の生息・生育地をつなげる生態的な回廊（コリドー）を確保することが必要です。

そのため、野幌森林公園をコアエリアとし、その周辺の河川空間や防風林の保全、緑豊かな公園や街路樹の適正な維持管理によってバッファゾーン、コリドーを確保するため、河川や湖沼、鉄道林や防風林、緑豊かな公園や緑道の樹林地の保全を図ります。

【用語解説】

※7 環境緑地保護地区：「北海道自然環境等保全条例」により「市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区」として指定されている地区のこと。

※8 鳥獣保護区：鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定され、保護区内においては、狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。

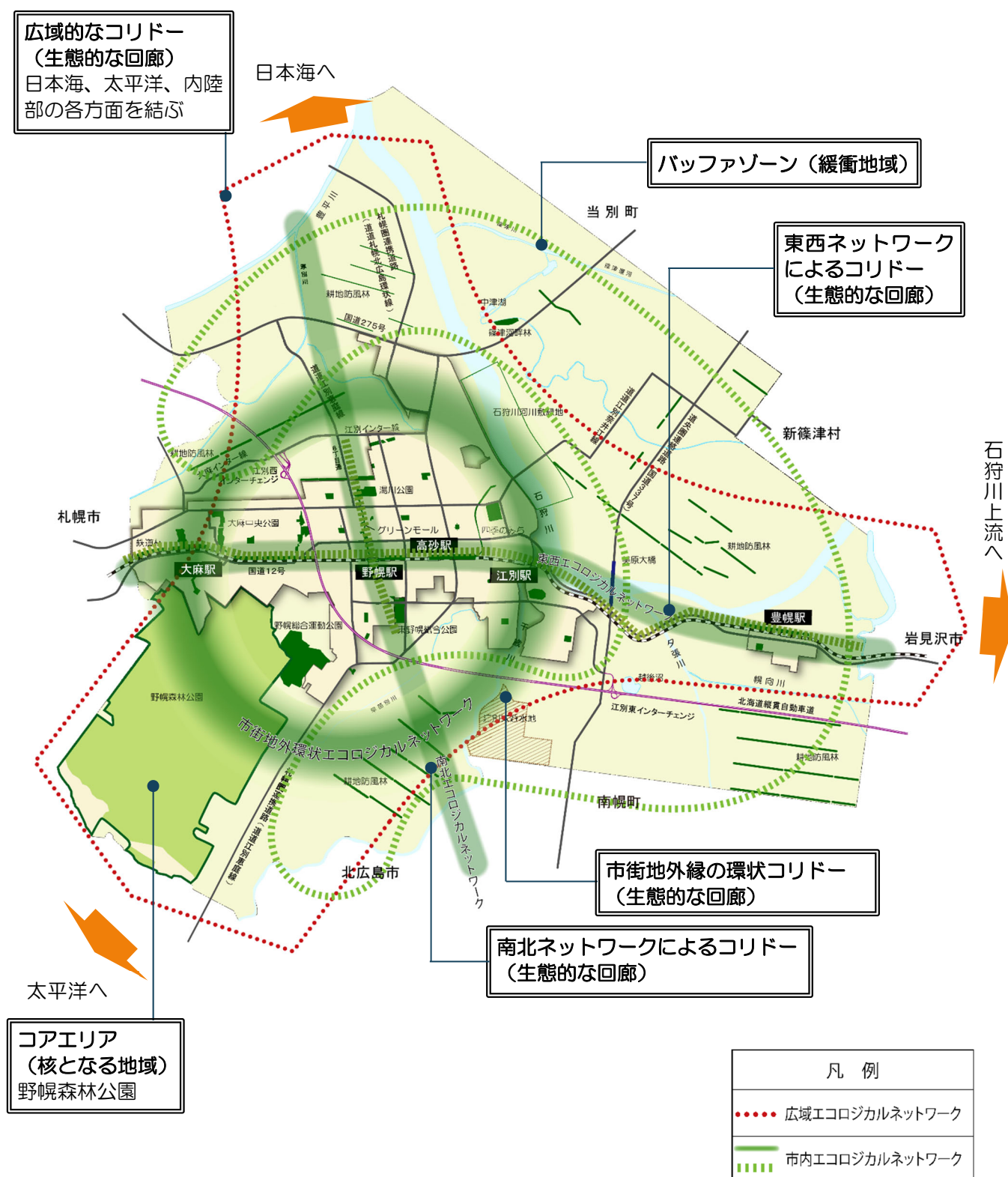


図 5-3 エコロジカルネットワーク図



「基本方針 3 いかす」の成果指標

基本方針	成果指標	現状値 【令和 4 (2022) 年度】	目 標 【令和 15 (2033) 年度】
3 いかす	緑に親しめる空間があると思う市民割合	90.2%	➔
	環境関連イベント及び環境学習参加者数	2,526 人	➔

緑に親しめる空間があると思う市民割合は、これまでも高い値で推移していますが、緑をいかす取組の充実によりさらに割合を高められるように、現状値より増加させることを目標とします。

環境関連イベント及び環境学習参加者数は、環境保全に関するイベントや子どもから大人まで幅広い年代を対象とした環境学習の機会を充実し、多くの市民に参加してもらうため、現状値より増加させることを目標とします。



市民植樹



6 緑の配置計画



緑には、多面的な機能として「都市緑地法運用指針」で示される「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの主な機能があり、それぞれの機能の視点からみた緑の配置計画を示します。

6.1 環境保全の視点からみた緑の配置計画

環境保全に関する緑の機能・役割については、市外の森林・河川と連続しながら都市や生態系の骨格を形成し、自然環境の保持や生態系の保全、脱炭素社会を目指すための温室効果ガスの吸収源など、都市に根差した環境負荷の低減のための良好な緑の基盤としての役割があります。

また、生物多様性の保全に資する緑の機能を確保・維持するため、緑と水による「エコロジカルネットワーク」の形成・維持を図ります。

(1) 都市環境の基盤

緑豊かな都市環境を構成する緑の要となる野幌森林公園、骨格となる石狩川、鉄道林、耕地防風林は環境保全・環境負荷低減のための基盤として保全します。

(2) 優れた自然環境

道立自然公園に指定されている野幌森林公園、良好な自然環境の残る河川や水辺、市街地に残された樹林地を、優れた自然環境の緑として保全します。

(3) 快適な生活環境の形成

市街地のまとまった樹林地を有する公園や公共施設敷地、民有地、及び鉄道林は、ヒートアイランド現象の緩和など快適な生活環境の形成に資する緑として保全します。

(4) エコロジカルネットワーク

野生の生き物の生息や移動環境を考慮した生態系の拠点の適切な配置やつながりであるコアエリア（核となる地域）、バッファゾーン（緩衝地域）、コリドー（生態的な回廊）からなるエコロジカルネットワークを保全します。

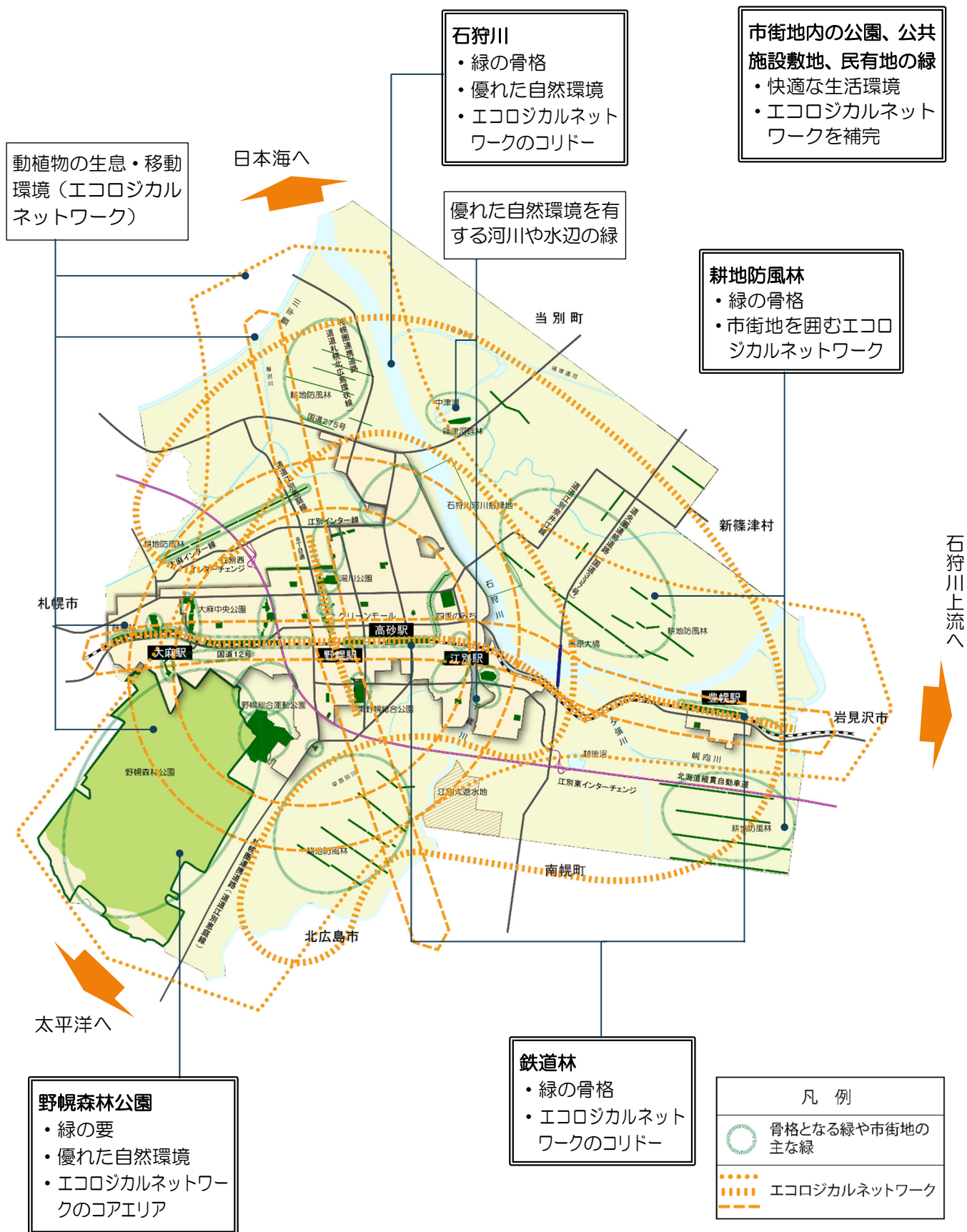


図 6-1 環境保全の視点からみた緑の配置計画図



6.2 レクリエーションの視点からみた緑の配置計画

レクリエーションに関する緑の機能・役割については、野幌森林公園や石狩川など市街地周辺の森林、河川での自然とのふれあいや、農地での都市と農村交流、市街地内の公園でのスポーツや日常的なレクリエーションなどの機能があります。

(1) 自然とのふれあいの場となる緑

豊かな自然環境を有する野幌森林公園や石狩川、その他の河川や湖沼は、自然観察、自然体験、環境学習などの場として自然とのふれあいの場として活用します。

(2) 市街地におけるレクリエーションの場

市街地内の公園、野幌グリーンモールや東西グリーンモール、四季のみちなど子どもの遊び場やジョギング、散歩に利用できる場は、市街地におけるレクリエーションの場となる緑として活用します。

(3) 郊外におけるレクリエーションの場

野幌森林公園及び屋外運動施設の中核となる野幌総合運動公園及び石狩川河川敷緑地は、郊外におけるレクリエーションの場となる緑として活用します。また、体験農場や貸農園は、都市と農村の交流ができる場として活用します。

(4) レクリエーションの場のネットワーク

市街地の公園・緑地をつなぐ緑道や街路樹のある道路、樹林地や河川沿いの道路などは、レクリエーションの場のネットワークとなる緑とします。



四季のみち



図 6-2 レクリエーションの視点からみた緑の配置計画図



6.3 防災の視点からみた緑の配置計画

防災に関する緑の機能・役割については、火災の延焼防止、市街地内の公園や公共施設、民有地の緑地による災害発生時の避難場所の提供、緑道や街路樹のある道路などによる避難路の提供の機能があります。

(1) 避難場所の整備

- 1) 市内の公園は、その一部が災害発生時の指定緊急避難場所^{※9}となっており、これらの公園が互いに補完し合う配置となるよう緑化を進め、避難場所として防災機能の強化を図ります。
- 2) 総合公園も同様に指定緊急避難場所として緑化を進め防災機能強化を図るとともに、災害時の復旧・救援活動拠点として活用できるよう防災公園機能を有する整備を図ります。
- 3) 学校をはじめとする公共施設の多くが地域防災計画によって指定避難所^{※10}となっており、各施設において緑化を進めるなど、避難所としての防災機能の充実を図ります。

(2) 避難路の確保

- 1) 四季のみちやグリーンモール、学園通り、公園内の緑道的通路は避難場所となる公園や避難所となる公共施設等と連絡しており、市街地の避難路として活用できる配置になっています。これらの緑化を進め避難路としての機能、火災発生時の延焼遅延、地震発生時の落下物飛散防止、構造物の倒壊防止に役立つよう、防災機能の維持と充実を図ります。
- 2) 市街地を流れる中小河川は、火災発生時に延焼遮断帯としての機能があり、中小河川の管理用道路等を避難場所となる公園や避難所となる公共施設等と連絡する避難路として活用するとともに、日常的な動線として活用したり、レクリエーション空間としての活用に努めます。

(3) 防災グリーンベルトの配置

延焼防止に有効な緑地は、全市的スケールでは鉄道林や北海道縦貫自動車道、市街地を分断し延焼を防止する緑地としてグリーンモールや四季のみち、大麻中央公園を、災害時などの延焼遅延のためのグリーンベルトとして機能させるため、今後も機能的に適切な状態で維持し充実に努めます。

【用語解説】

※9 指定緊急避難場所：災害時にその切迫した危険から逃れるための一時的な避難場所で、異常な現象（地震・洪水・土砂災害）ごとに指定する。指定緊急避難場所（地震）は最寄りの公園、広場等で、原則として給食等を行わず1人当たりの必要面積は2㎡（公園は3.5㎡）を基準として設定する。江別市地域防災計画においては、市内に161カ所指定している。

※10 指定避難所：災害時に避難者を収容するための施設であって、容易に給食、物資を搬送できる場所で、原則として2㎡につき1人を基準とし、50人以上収容することができ、災害に対し安全と考えられる建物。江別市地域防災計画においては、市内に71カ所指定している。



図 6-3 防災の視点からみた緑の配置計画図



6.4 景観の視点からみた緑の配置計画

景観に関する緑の機能・役割については、江別らしいシンボルとなる野幌森林公園や石狩川、鉄道林、耕地防風林・農地の景観、身近に緑を感じられる市街地周辺の農地、市街地内の公園、河川や水辺、公共施設や民有地の緑地の景観により潤いや安らぎをもたらす機能があります。

(1) 江別らしいシンボリックな緑の景観

緑の要である野幌森林公園、骨格である鉄道林、石狩川、耕地防風林のほか酪農学園大学をはじめ各大学のキャンパス、河畔林、レンガ造りの施設やサイロなどは、江別市の郷土の景観を形成するシンボリックな緑の景観として所有者の理解と協力のもと市民ぐるみで保全に努めます。

(2) 優れた自然や歴史を感じられる緑の景観

野幌森林公園をはじめ、市街地内に点在する緑豊かな公園や樹林地、保存樹木や歴史的な建物周辺の樹林地、中小河川の水辺空間、郊外の湖沼、湿地などは、優れた自然や歴史を感じられる緑として保全に努めます。

(3) 住宅地の緑の景観

暮らしの場である住宅地では、住宅の庭や街路樹、公園などの樹木の保全や新たな植栽により、市民ぐるみで民有地と公共施設の緑化を図り、景観の向上と快適な生活環境をつくるよう努めます。

(4) 商業地区、工業地区の緑の景観

商業関連地区においては、街路樹の保全や店先の緑化、商店街としての緑化を図り、大型店の建物周辺や駐車場などにおいては、周辺との景観の調和を図るよう事業者などの協力を得ながら緑化に努めます。

工業地区においては、敷地内緑化や周辺の河川空間や残された樹林地の保全を、事業者などの協力を得ながら緑豊かな工業団地空間づくりに努めます。

(5) 公共空間の緑の景観

公園は地域と協力して緑化を進め、緑豊かな地域のシンボルとなるような拠点とし、道路は地域性や統一感に配慮した景観を地域と協力してつくるよう努めます。

市庁舎や学校、公民館などの公共施設は周辺住民に親しまれるような緑豊かな地域の拠点となるよう努めます。





資料１ 江別市緑化推進審議会

（１）審議経過

年度	回	開催日	主な内容
令和 3年度	第2回	令和4（2022）年 1月18日	・次期江別市緑の基本計画の策定について （計画の概要及び策定スケジュール）
令和 4年度	第1回	令和4（2022）年 9月30日	・次期江別市緑の基本計画の策定について （緑の現況、取組実績、市民意向、課題など）
	第2回	令和5（2023）年 3月14日	・第2次江別市緑の基本計画の策定について （基本理念、基本方針、施策の体系など）
令和 5年度	第1回	令和5（2023）年 9月25日	・第2次江別市緑の基本計画の素案について （個別の施策、成果指標など）
	第2回	令和6（2024）年 2月2日	・第2次江別市緑の基本計画（素案）に対する意見 公募（パブリックコメント）の実施結果について ・第2次江別市緑の基本計画（案）について （意見公募結果などの反映）

（２）委員名簿（令和6（2024）年3月1日現在）

- 石澤 真希（市民公募）
- 大原 雅（北海道大学 名誉教授）
- 門脇 大輔（国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所林木育種センター北海道育種場）
- 河村 純子（江別市女性団体協議会）
- 菊地 郁美（一般社団法人 江別青年会議所）
- 郷 敏（野幌森林愛護組合）
- ◎ 小阪 進一（酪農学園大学 名誉教授）
- 佐賀 弘子（江別市赤十字奉仕団）
- 田原 壽夫（江別市自治会連絡協議会）
- 藤岡 章一（市民公募）
- 計10人、◎は会長、○は副会長、五十音順、敬称略



資料2 市民の意識・意向調査

(1) まちづくり市民アンケート

対象	18歳以上の市民 5,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送にて配布・回収
調査期間	令和3（2021）年10月6日から10月31日まで
回収率	41.2%（2,059人）

【緑の取組で大切だと思うこと】

- ・「二酸化炭素の吸収のため、野幌森林公園、公園緑地等の樹木の保全」が46.6%を占め最も多く、次いで「地球温暖化や自然環境の保全などに理解を深める環境教育の推進」が28.9%となっています。

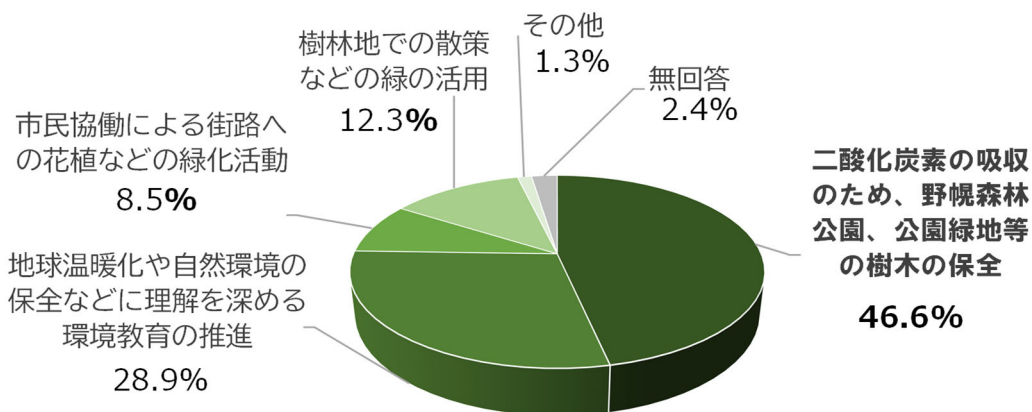


図 A 緑の取組で大切だと思うこと

【今後行ってみたい緑に関わる取組】

- ・「自宅の緑化（庭やベランダの植栽、家庭菜園など）」が40.3%で最も多く、次いで「公園の清掃活動や花の管理などの保全活動」が11.6%、「街路の花壇などの緑化活動」が10.9%、「自然環境保全などをテーマにした環境講座の参加」が8.6%となっています。

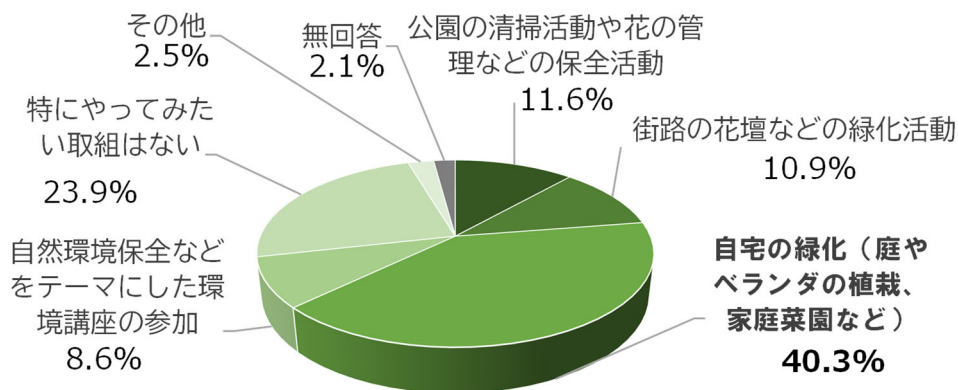


図 B 今後行ってみたい緑に関わる取組



(2) 江別市の環境に関する市民アンケート

対象	18 歳以上の市民 1,300 人（無作為抽出）
調査方法	配布：郵送 回収：郵送もしくは WEB
調査期間	令和 4（2022）年 7 月 6 日から 7 月 22 日まで
回収率	30.2%（392 人）

【緑づくりに関する満足度・重要度】

- ・市内の環境に対する市民の満足度・重要度評価のなかで、緑づくりに関する項目の満足度、重要度をみると、満足度、重要度ともに高い（分布図の右上にある）項目は、「農地の保全と活用」、「自然環境資源の有効活用」、「街並みの緑化の推進」となっています。
- ・一方、満足度が低いにも関わらず重要度が高い（分布図の左上にある）項目は、緑づくりに特化した項目ではありませんが、環境保全全体に関わる「環境教育・環境学習の推進」、「環境情報の発信」、「環境情報の発信」、「自主的な環境保全活動の推進」となっています。

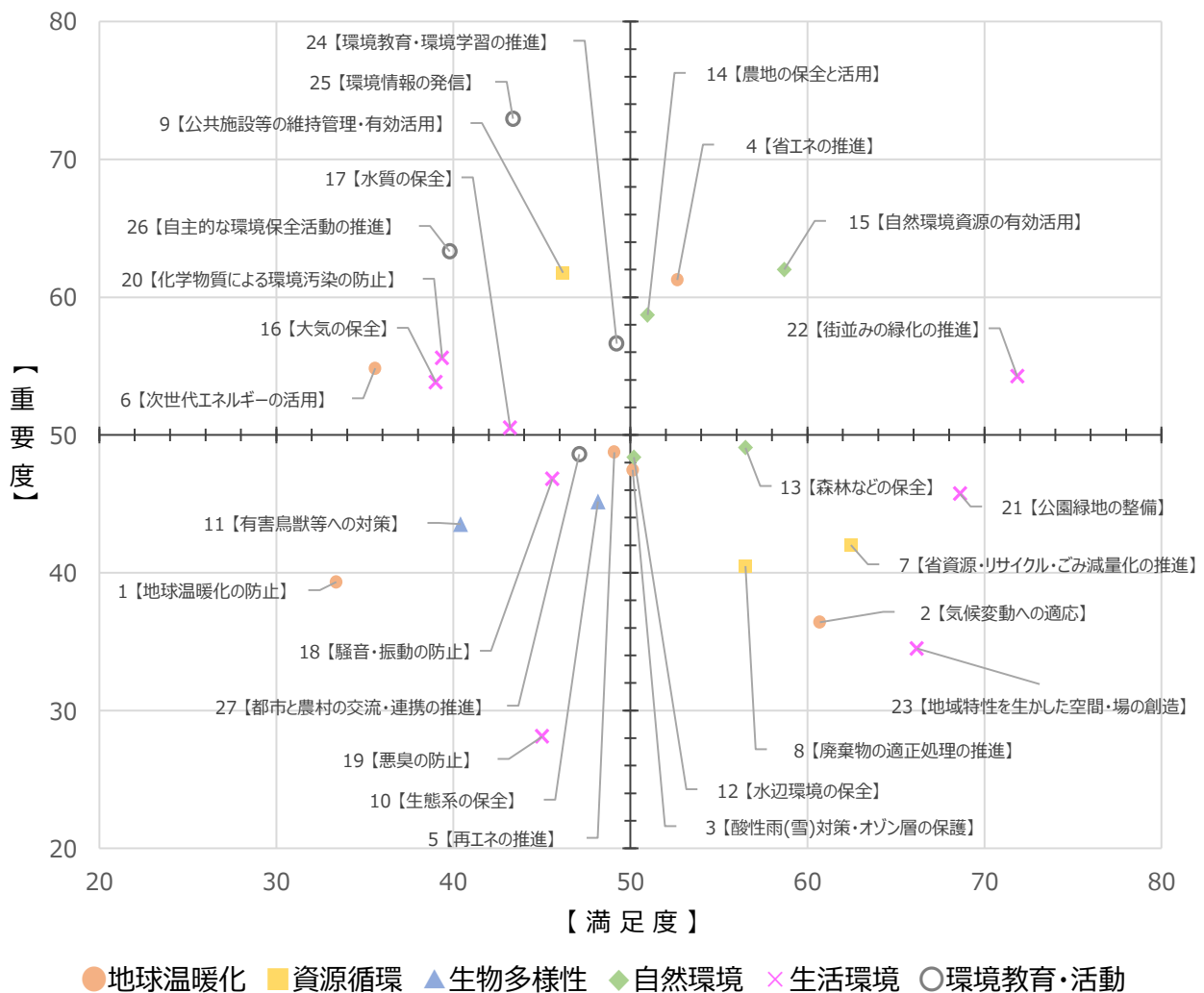


図 C 市内の環境に対する市民の満足度・重要度評価



資料3 緑被の状況

緑被の種類	市街化区域 (市街地)		市街化調整区域 (郊外)		都市計画区域 (市全体)	
	面積 (ha)	占用率 (%)	面積 (ha)	占用率 (%)	面積 (ha)	占用率 (%)
①樹林地（針葉樹、広葉樹）	159.11	5.42	2,734.63	17.31	2,893.74	15.44
②草地（ススキ・ササ、芝地）	207.59	7.07	2,530.97	16.02	2,738.56	14.62
③農地（水田、畑、牧草地）	121.60	4.14	8,047.82	50.94	8,169.42	43.60
④水面（河川・湖沼など）	6.46	0.22	863.85	5.47	870.31	4.64
⑤裸地	16.89	0.57	296.90	1.88	313.79	1.67
⑥都市公園の植栽地	96.59	3.29	65.42	0.41	162.01	0.86
⑦公共公益施設の植栽地	29.38	1.00	53.31	0.34	82.69	0.44
⑧民有地の植栽地	1.51	0.05	1.46	0.01	2.97	0.02
緑被合計	639.13	21.75	14,594.36	92.37	15,233.49	81.30
全体面積	2,938	—	15,800	—	18,738	—

* この表は本計画7ページの図2-4 江別市の緑被の状況の各面積を集計したものです。

* 緑地の面積はおおよそ300㎡以上の一団となったものを対象に航空写真から計量したものです。

* ①樹林地～⑤裸地は、野幌森林公園や河川など主に自然的環境のものや耕地防風林、農地などを指しており、施設として管理されている⑥都市公園の植栽地、⑦公共施設の植栽地、⑧民有地の植栽地とは別に計上しています。

* ⑥都市公園の植栽地は、野幌総合運動公園をはじめ市内の各公園内のまとまった樹林地、草地等を指します。

* ⑦公共公益施設の植栽地は、市庁舎敷地の緑地など公共施設敷地のまとまった樹林地、草地等を指します。

* ⑧民有地の植栽地は、広く市民が利用できる民有地として寺社境内地のまとまった樹林地、草地等を指します。



資料4 公園の種類

種類		種別	内容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園		広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
特殊公園			風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩衝緑地			大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市林			市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地などにおいて、その自然環境の保全や自然的環境の復元を図れるよう配慮され、必要に応じて自然観察や散策などの利用のための施設を設けた緑地。
広場公園			主に商業地などの地域で人々の休憩や景観を向上させることを目的として配置される広場など。
都市緑地			主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
緑道			災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区※又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※近隣住区：幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位

第2次 江別市緑の基本計画



令和6(2024)年3月

〈発行〉

江別市
生活環境部環境室環境課

TEL. 011-381-1046

E-mail kankyo@city.ebetsu.lg.jp